



広島県報

定期
第70号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

広島県人口移動統計調査規則の一部を改正する規則 (県法規登載)	一	(統計調査室)
平成六年広島県告示第三百六十六号（広島県人口移動統計調査の目的、期間など）の全部を改正する告示 (漁業調整室)	二	(統計調査室)
公共測量の実施	三	(土木総務室)
公告	三	(文化・県民協働室)
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	三	(都市企画室)
都市計画の変更の案	四	(都市企画室)
公安委員会告示	四	(都市企画室)
遊技機の型式の検定の告示	四	(都市企画室)

公布された規則のあらまし

広島県人口移動統計調査規則の一部を改正する規則（規則第六十七号）（統計調査室）
 一 改正の要旨
 人口移動の資料をより充実させることを目的として、調査事項に「転出入者の十五歳

時の住所地」及び「転出入先での居住の見込み」を加えるなどの改正を行った。
 二 施行期日
 平成十八年十月一日

規則

広島県人口移動統計調査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月十九日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第六十七号

広島県人口移動統計調査規則の一部を改正する規則

広島県人口移動統計調査規則（昭和四十年広島県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第八号」を「第十号」に改め、同項に次の二号を加える。

九 転出入者の十五歳時の住所地

十 転出入先での居住の見込み

別記様式第二号を次のように改める。

様式第2号(第6条関係)

人口移動統計調査乙調査票(秘)

※管理番号
5
9



広島県

調査協力のお願い

- この調査は、本県人口の移動状況の実態を把握するためのものであり、県や市町の各種行政施策の基礎資料となる重要なものです。
この調査票は、市区町の住民票の窓口へ提出してください。
この調査票は、統計資料作成以外の目的には使用しませんので、ありのままを記入してください。
本票の中を記入してください。
本票の欄は、記入しないでください。

1 転入ですか、転出ですか、どちらかの番号に○をして、住所(国外の場合は都道府県欄に県名)を記入してください。

1 転入 2 転出
転入前の住所 転出先の住所
市区町村コード
10 11
12 14

2 転転する理由のうち、主な理由を一つだけ選んで番号に○をしてください。

理由(番号に○印)
15 01 18 就 職..... 新たな就職、卒業と同時に就職
02 転 勤..... 同一企業内の勤務場所の変更
03 転 業..... 現在の仕事・勤め先の先の変更
04 退職・廃業..... 退職や廃業
05 進学..... 学校に入学、転校
06 卒業..... 学校を卒業(修了)、同時に就職するときは01(就職)に○印
07 結婚・離婚..... 結婚、離婚、養子縁組など
08 住宅事情..... 新築、転宅など
09 その他..... 01から08までのどの区分にも該当しないもの

3 転転する全員の性別、生まれた年月及び転転前と転転後の仕事など(勤めている人は勤務先の事業内容)を記入してください。

Table with columns: 性別, 生まれた年月, 転転前, 転転後, 仕事などは下から番号で記入してください. Includes a list of reasons for moving and a grid for recording individual data.

4 転転の主な原因となった人(3の②の人)の15歳時の住所地(国外の場合は都道府県欄に県名)を記入してください。

Table with columns: 性別, 生まれた年月, 転転前, 転転後, 仕事などは下から番号で記入してください. Lists reasons for moving such as marriage, divorce, etc.

5 今回の転入転出に5年以上居住する見込みがありますか。

01 ある 02 ない 03 未定

※市区町村コード

附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

告 示

広島県告示第八百三十五号

平成六年広島県告示第三百六十六号(広島県人口移動統計調査の目的、期間など)の全部を次のように改正し、平成十八年十月一日から施行する。
平成十八年九月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 調査の目的

広島県人口移動統計調査(以下「人口移動統計調査」という。)は、本県人口の移動状況の実態を把握し、各種行政事務の基礎資料とするともに、市町人口の推計資料を得ることを目的とする。

二 調査の期間

人口移動統計調査は、平成十八年十月一日から始まり、毎月一日から末日までを一単位期間として、継続して行う。

三 調査の種類

人口移動統計調査は、甲調査と乙調査とする。

四 調査の対象

人口移動統計調査は、次の者について行う。

1 甲調査

(一) 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき、住民基本台帳に記載されている者及び住民票に記載され、又は住民票を削除された者

(二) 外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)に基づき、外国人登録原票に登録され、又は外国人登録原票を閉鎖された者

2 乙調査

県内の一の市町(広島市にあっては、区。以下この項において同じ。)の区域内から当該の市町の区域外に住所を移す者(以下「市区町外転出者」という。)及び県内以外の区域から県内の市町の区域内に住所を移す者(以下「県外転入者」という。)で住民基本台帳法に基づき住民票に記載され、又は住民票を削除された者

五 調査事項

人口移動統計調査は、次の事項を調査する。

1 甲調査

- (一) 男女別人口
- (二) 世帯数
- (三) 転出入者数
- (四) 出生者数及び死亡者数

2 乙調査

- (一) 性別及び出生の年月
- (二) 転出先又は転入前の住所
- (三) 転出入の理由
- (四) 転出入前後の就業状態
- (五) 転出入者の十五歳時の住所地
- (六) 転出入先での居住の見込み

六 調査の方法

1 甲調査

市町長は、住民基本台帳法第五条に規定する住民基本台帳又は同法第八条の規定による住民票の記載若しくは消除及び外国人登録法第四条第一項に規定する外国人登録原票、同法第八条第一項に規定する変更登録申請書又は同法第五項による登録原票送付書により、甲調査票によって人口移動の状況を知事に報告するものとする。

2 乙調査

- (一) 市区町外転出者は、住民基本台帳法第二十四条の規定による転出届をする際に、県外転入者は、同法第二十二條の規定による転入届をする際に、知事が市町長を通じて配布する乙調査票によって申告するものとする。ただし、乙調査票の記入に当たり、申告すべき者に特別の事情がある場合には、市町の職員が調査事項を質問して乙調査票に記入することができる。
- (二) 住民基本台帳法第八条の規定に基づき市町長（広島市にあつては、区長。以下この号において同じ。）が職権により住民票の記載又は消除を行う者については、当該市町長がその住民票の記載又は消除を行う際に、乙調査票によって知事に報告するものとする。この場合において、区長は、広島市の長を経由するものとする。

広島県告示第八百三十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百五条第一項第二号の規定によつて、平成十七年広島県告示第六百八十三号で定めた加入区（区域及び区分）を次のとおり変更する。

平成十八年九月十九日

広島県知事 藤田雄山

変更前	変更後
走島区域（走島漁業協同組合の地区）	瀬戸内海機船船びき網漁業
走島区域（走島漁業協同組合の地区）	走島区域（走島漁業協同組合の地区）
走島区域（走島漁業協同組合の地区）	瀬戸内海機船船びき網漁業 一 ちやく網漁業 二 二そうさこしきん 三 あみこぎ網漁業 四 小型定置漁業 五 一から五までに掲げる漁業以外の漁業

広島県告示第八百三十七号

大崎上島町長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

平成十八年九月十九日

広島県知事 藤田雄山

- 一 作業種類 公共測量（大崎上島町道路台帳作成）
- 二 作業期間 平成十八年八月二十六日から平成十九年三月三十日まで
- 三 作業地域 大崎上島町内一円

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によつて、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があつた。

平成十八年九月十九日

広島県知事 藤田雄山

特定非営利活動法人コーチ	代表者氏名 児玉 宏	主たる事務所の所在地 広島県広島市西区中町一丁目二〇六	定款に記載された目的 この法人は、幼児から高齢者までを対象に、スポーツの啓蒙・普及活動を行い、精神の高揚と健康の増進ならびに体力の向上を目指すとともに、スポーツ指導者の養成と育成事業を促進することにより、社会全体の発展に寄与することを目的とする。	定款変更の内容 従たる事務所の廃止	申請のあった年月日 平成一七年八月二十八日
特定非営利活動法人サンビアゆき	野地 正人	広島県広島市佐伯区湯来町大字和田三三番地	この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を営むことができるよう支援事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。	特定非営利活動に係る事業の変更 格・役員の変更 議事録署名人の選任 方法の変更 予備費の使用方法の変更	平成一八年九月一日
特定非営利活動法人日本老化学防御医科学センター	三羽信比古	広島県庄原市西本町一丁目一〇番五号	この法人は、地域住民や社会に対して、老化や老化学に伴う未病(病院を受診に行く程までには達しない心身不全)を防御する医科学・生活プログラム・健康方法・関連製品に関する調査・啓蒙・普及振興・教育・研究試験・相談等の事業を行い、一般人が安心して快適な健康生活を送るための正しい具体的な知識を持つことが出来るように支援することにより、社会全体の利益に寄与することを目的とする。		平成一八年九月一日

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十一条第一項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、広島圏都市計画道路を變更しようとするので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することが出来る。

平成十八年九月十九日

- 広島県知事 藤田雄山
- 一 都市計画の種類及び名称
広島圏都市計画道路一・四・〇〇六号 安芸府中道路
 - 二 都市計画を變更する土地の区域
広島市東区福田町字白岩、同町字高山、馬木町字古屋ヶ奥、同町字大原
 - 三 都市計画の案の縦覧場所
広島県都市部都市事業局都市企画室
 - 四 縦覧期間
平成十八年九月十九日から平成十八年十月三日まで

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第75号
次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められて、規則第9条第1項の規定により告示する。
平成18年9月19日

広島県公安委員会
委員長 高須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P0745	告示の日(平成18年9月19日)から3年間	ぱちんこ遊技機	CRセクシーパイン本彩	興村遊技機株式会社 興村 昌美 (愛知県名古屋市中昭和区鶴舞二丁目2番18号)	左 同
6P0626	同上	同上	CRはね物アズカー	同上	左 同
6S0465	同上	回胴式遊技機	CSスロットチャットソルト	アピュット株式会社 雅弘 (大阪府大阪市中央区南船場二丁目9番14号)	左 同

6P0544	同上	ぱちんこ遊技機	CRバー ナルエ ードT 43	同上	株式会社アリス トクラー ト子カノロジ 代表取締役 吉松 (東京都千代田区東 神田二丁目5番12号)	俊男	左同
6S0728	同上	回胴式遊技機	爆裂王2	同上	同上	同上	左同
6P0574	同上	ぱちんこ遊技機	CR又 一海物 語MFG	同上	株式会社三洋物産 代表取締役 金沢 (愛知県名古屋 市千種区今池三丁目9番21号)	要求	左同
6P0578	同上	同上	CRバー ドカー ニバル SSB	同上	同上	同上	左同
6P0589	同上	同上	CRバー ドカー ニバル SSF	同上	同上	同上	左同
6P0599	同上	同上	CRバー ドカー ニバル SSG	同上	同上	同上	左同
6P0772	同上	同上	CRおま つとさん 刑事TW	株式会社三 スホ 代表取締役 河野 (東京都江東区有明 三丁目1番地25)	庸規	左同	
6P0658	同上	同上	CRス 一雷電 TX	同上	同上	同上	左同
6P0654	同上	同上	CRス 一雷電 TZ	同上	同上	同上	左同